

1 はじめに

本委員会においては、これまで対象としてきた事前評価・再評価に加え、本年度から、再評価実施後一定期間（5年）を経過して継続している事業（再々評価対象事業）及び事後評価についても審議対象に加えることとなった。

このため、予備的評価により重点審議案件の絞込みを行うなど一層効率的な審議に努めているところである。また、再々評価対象事業の安威川ダム事業については、本委員に加え専門委員も参画した検討部会を別途設置し、集中的に審議を行っているところである。

さらに、審議にあたっては、引き続き委員会審議を全て公開するとともに、府民意見や意見陳述の公募を行うなど、透明性の高い委員会運営に努めた。

今回、本年度上期において既に意見具申を行った15事業に続き、下期分として、事前評価案件9事業、再評価案件2事業、再々評価案件26事業の合計37事業についての意見具申を行うものである。

なお、引き続き審議中である「安威川ダム建設事業」及び「交流型集落道堺南部地区」と、事後評価案件の「府営藤井寺道明寺住宅建替事業」は、今後、別途意見具申を行うこととする。

2 審議対象の基準

審議対象の基準は、別紙1 [P7]のとおりである。

3 審議結果

(1) 事前評価対象事業（別表1参照[P8-P19]）

【大阪府堺南警察署建替事業】

本事業については、以下の理由により「事業実施は妥当」と判断する。

- ・現庁舎のうち本館は府内警察署の中では最も古い昭和34年の建築で老朽化が著しく、また署員増加等による狭隘化も進んでいることから、警察署の中での建替えの優先順位は高いことを確認した。
- ・また、建替により警察署機能の充実、耐震性能等安全性の向上、府民サービス及び執務環境の向上などが期待されることを確認した。

なお、本事業の審議の過程で、府建築物の建替にあたっての基本的方針が大きな論点となった。

本事業を個別の事業としてみた場合には、最初から全面建替えという結論ありきで事業計画が進行しているように思われた。本委員会としては代替案の比較検討を求め、部分改修するよりも全面建替えのほうが機能面で効果が高いことは理解した。しかしながら、老朽化した府建築物の更新を行う際の手法の検討にあたっては、計画の初期段階から既存建築物の改修を含め実現可能な複数の案を比較検討し、そのうえで最良の案を決定するといった計画策定過程を十分に踏んでおく必要があると考えられる。

将来的に府においては建替対象案件の大幅な増加が見込まれることや、今後制約された財政状況の中で施設更新を効率的に行っていかなければならないことを考慮すれば、既存ストックを最大限有効活用するという考え方に立って、府建築物全体に係る建替えについての基本的な方針や基準あるいは既存ストックを長寿命化するための適切な維持管理の方法などについて府として早期に検討していくべきであるとする。

今後、府建築物の建替基準などの基本的な考え方についてとりまとめられ、その結果を本委員会に報告されたい。

さらに、本事業の施設整備にあたっては最新の通信設備を設置するなど、警察機能の一層の充実を図る必要があるのではないか、デザイン面においても工夫を凝らすことにより地域のシンボルとして文化的な役割を果たせないか、また、建設単価については従来単価にとらわれず一層のコスト縮減努力が必要であり、プロポーザル方式による設計に際しては、機能面に加えてコスト面での配慮も十分行う必要があるのではないかと意見もあつたことを付記しておく。

【高等職業技術専門校再編整備事業】

本事業については、以下の理由により「事業実施は妥当」と判断する。

- ・本事業は、府の高等職業技術専門校全体を7校から5校に再編し、時代のニーズに即した技術訓練校に再編整備していく構想の一環であることを確認した。

- ・南大阪校（仮称）は、2校（堺校・松原校）を1校に統合したうえハイテク拠点という立地特性を活かした訓練内容（通信・環境・整備）に再編し、近隣施設と連携しながら訓練の高度化などを図っていく予定であることを確認した。
- ・また、建築基準法の用途地域が、堺校は第1種住居地域、松原校は第1種中高層住居専用地域であり、ともに用途地域の関係で既存不適格であり、現地建替えができないことを確認した。
- ・さらに本事業予定地は、産業団地であるテクノステージ和泉内にあり、近隣の府立産業技術総合研究所や近畿職業能力開発大学校との連携を深め、訓練の高度化を図るとともに、ハイテク企業との技術交流、企業ニーズの迅速な把握が可能となり、産業振興を支える人材育成が期待されることを理解した。

なお、当該施設の実効性を確保するためには、路線バスの増便など公共交通アクセス機能の向上が必要ではないかとの意見があった。

【府営住宅建替事業（瓜破西、豊新、長居西、公園南矢田、八尾植松、堺南長尾、岸和田吉井第2）】

府営瓜破西住宅建替事業ほか6事業については、以下の理由により「事業実施は妥当」と判断する。

- ・いずれの事業も大阪府住宅五カ年計画における計画供給量の範囲内であり、老朽化の著しい中層耐火住宅として、大阪府府営住宅ストック総合活用計画における事業優先順位が高いことを確認した。
- ・また、府営住宅ストック総合活用計画では、建替え事業については、将来の高齢化を見据えて全戸バリアフリー化を実施していく予定であることを確認した。
- ・さらに、入居要件に適合しない高額所得者に対して順次明渡しを求めているとともに、必要な場合は司法手続きを踏むなど適切な入居管理に努めていることを確認した。
- ・加えて、府は広域的な対応、市町村は地域的な対応といった基本的な考え方にに基づき住宅政策の役割分担をしており、府は生活困窮者へのセーフティネットとして、まちづくり、福祉施策等市町村と連携し、既存ストックを有効に活用しながら府営住宅の供給を行っていく予定であることを確認した。

また、府営住宅建替事業に共通する意見として、これまでの論点に加え、次の意見があったので付記しておく。

- ・ 完成まで長期間を要する事業の場合、家族構成やライフスタイルの変化など社会情勢の変化に即して、計画を柔軟に変更していく仕組みづくりが必要ではないか。
- ・ 自然環境やコミュニティも社会ストックであるという考え方を計画段階での重要な視点として組み込んでいく必要がある。
- ・ 住宅の全体的な量的供給が充たされつつある中で、これからの公営住宅については、1地区に大量に供給する形態からもう少し分散した形での供給や立地環境を考慮した供給なども検討すべきではないか。

上記の新たに追加された指摘や意見については、府営住宅についての「論点整理表(13～14年度)」に追記し、今後の建替事業の計画などに活かされたい。

(2) 再評価対象事業(別表2参照[P20-P21])

【水質保全対策事業・石川深溝地区、いきいき水路モデル事業長瀬・玉串地区】

これらの事業は、工事進捗率が8割を超えており、投資効果の面からも事業をできる限り早期に完成させることが必要であり「事業継続は妥当」とであると判断する。

(3) 再々評価対象事業(別表3参照[P22-P49])

【府営公園整備事業(蜻蛉池公園、山田池公園、深北緑地、大泉緑地、せんなん里海公園)】

これらの事業については、審議の結果、事業のさらなる継続の必要性が認められ、かつ、事業進捗上も特段の支障がないと考えられるため、いずれも「事業継続は妥当」とであると判断する。

また、重点的に審議を行った「府営蜻蛉池公園整備事業」については、平成10年度の意見具申を踏まえ、事業認可区域内の既買収区域における未整備箇所の整備を優先し、事業の重点的な推進を図っていることを確認した。また、今後5年間で新たに事業認可区域を拡大する予定はなく、当面、事業認可を受けた区域を重点的に整備していく方針であることを確認した。

なお、今後も現在の事業認可区域を含め、事業費の縮減に留意しながら、府民のニーズに対応し、できるだけ良好な自然環境の保全と活用を図る施設整備に努めるとともに、自然環境の保全や施設の管理に、より一層ボランティア等の協力を得るために、ボランティアの育成といったマネジメントの費用を考慮した事業も推進されるよう要望する。

また、公園事業の事業認可区域を変更（拡大）する場合は、実質的に事前評価と同様の視点でチェックを行う必要があることから、5年ごとの再（々）評価期間にとらわれず、その時点で本委員会として、その是非について審議を行うこととする。

【河川（耐震対策）西大阪地区】

本事業については、審議の結果、事業のさらなる継続の必要性が認められ、かつ、事業進捗上も特段の支障がないと考えられるため、「事業継続は妥当」と判断する。

なお今回の評価対象は耐震対策事業であるが、事業内容は耐震対策及び高潮対策を目的とする複合的事业である。こうしたことから、本事業については、定性的な評価項目について審議をおこなうとともに、審議の過程で数種類の方法で費用便益比の再算定を行い、そのいずれにおいても事業効果を有することを確認した。しかし費用便益比については、今後継続して適切な数値の算定方法を検討していく必要がある。

このように、河川事業に限らず、費用便益比は評価にあたって重要な判断要素の一つであることから、本委員会における各種建設事業評価においても、国のマニュアルの一律的な適用にとどまらず、便益項目の設定や地域特性の反映、あるいは定量的な費用便益算定が困難なものについての定性的評価項目の検討なども含め、府民への説明責任を果たすという観点から取り組まれない。

【河川（改修）：穂谷川・天野川・落堀川・西除川 上流 ・飛鳥川・梅川・佐備川・牛滝川・春木川】 【河川（総合治水対策）：寝屋川流域】

【河川（高潮対策）：津田川・神崎川筋・旧淀川筋】

【砂防：免除川・谷田川・清滝川・讃良川・太井川右支溪・飯ノ峯川・雨山川】

これらの事業については、審議の結果、事業のさらなる継続の必要性が認められ、かつ、事業進捗上も特段の支障がないと考えられるため、いずれも「事業継続は妥当」と判断する。

4 結び

今後、「安威川ダム建設事業」及び「交流型集落道堺南部地区」と、事後評価案件の「府営藤井寺道明寺住宅建替事業」は、引き続き審議を行っていくこととする。

また、審議を通じた意見を踏まえ、評価システムの充実に向けた意見具申も行っていきたいと考えている。